

【新設】（災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付）

17-2-7 青色申告書を提出する法人（措置法第 66 条の 13 第 1 項各号《中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人に限る。）が、法第 80 条第 5 項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第 1 項に規定する欠損事業年度（中間事業年度を除く。）において、同項の規定の適用を受ける災害損失欠損金額以外の欠損金額を有する場合には、当該欠損金額について同条第 1 項の規定による法人税の還付請求ができることに留意する。

【解説】

- 1 平成 29 年度税制改正により、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の対応の規定を常設化することとされ、法人税法においては、仮決算の中間申告による所得税額の還付制度や災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度が導入された（法 72④、78①、80①⑤）
- 2 本通達では、青色申告法人が欠損事業年度において、災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付に関する取扱いを明らかにしている。この取扱いは、平成 23 年 4 月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」が制定された際に公表した法令解釈通達の内容を基本通達として整理したものである。
- 3 法人税法第 80 条第 1 項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定は、措置法第 66 条の 13 第 1 項《中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》の規定により、同項各号に掲げる法人（以下「中小法人等」という。）に限って適用することができることとされている。
この中小法人等が、法人税法第 80 条第 1 項に規定する欠損事業年度（中間事業年度を除く。）において、災害損失欠損金額と青色欠損金額を有している場合には、同条第 5 項《災害損失欠損金の繰戻しによる還付》の適用を受ける災害損失欠損金額以外の欠損金額については、同条第 1 項の規定による法人税の還付請求ができることを本通達において留意的に明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-22）を定めている。